

議 案 第 73 号

松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例の制定について

松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

休日土曜日夜間歯科診療所の設置の趣旨及び根拠を明らかにすることにより、同診療所のより適切な管理運営を図るため。

松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例

松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例（昭和52年松戸市条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、松戸市休日土曜日夜間歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市は、休日等の夜間における歯科の応急的な医療を提供するため、歯科診療所を設置する。

2 歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松戸市休日土曜日夜間歯科診療所	松戸市竹ヶ花45番地の53

（診療科目等）

第3条 歯科診療所は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とする。

2 歯科診療所の診療科目は、歯科とする。

（診療日及び診療時間）

第4条 歯科診療所の診療日及び診療時間は、規則で定める。

（料金）

第5条 歯科診療所の診療等に係る費用については、松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」及び「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか歯科診療所の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。